

退職者の職場復帰、整理解雇の団交拒否＝違法と認定

岡山県備前市にあるフルハーフ岡山(株)は、日本軽金属(株)の子会社日本フルハーフの100%子会社で、貨物自動車の架台を製造しています。

**171人中、希望退職71人、
出向53人のリストラ強行**
**岡山県労委が不当労働行為と認定
団交応諾、誓約書手交を命令**

2009年3月、リーマンショックによる減産のためとして、171人正社員に対して希望退職、出向を募ることを既存の労働組合と合意しました。5月には71人が希望退職、53人に出向命令が出され、43人が残りしました。会社の主力生産のウイング型架台ラインは、厚木の本社日本フルハーフに移管されました。(今年に入り、生産ラインは、岡山に戻され、出向者も戻っています。)

**出向、希望退職に応じられない
労働者が「うつ状態」となり休職**

母の通院の付き添いなどのために出向も、希望退職にも応じられない労働者が、個人加盟の岡山地域労働組合に加入して、この問題で団体交渉をしました。しかしこの労働者にも出向命令が出されました。この労働者は、会社の執拗な出向の話などで「うつ状態」となり、出向には行けず、病気休職となりました。

**職場復帰プラン作成、整理解雇の
団体交渉を拒否**



その後、9月に主治医から「職場復帰可能」との診断が出て、組合は厚生労働省が示す「復帰プラン」の作成協議を会社に求めました。会社は指定の「産業医の受診」を求め、本人も受診し主治医と同じ診断が出ました。しかし、会社は組合に何ら回答をせず、団体交渉にも応じず、翌10年2月末に突如「整理解雇」を通告しました。会社はこの解雇についても、団体交渉に応じませんでした。

**独断、違法、無法の主張で
県労委命令取消を提訴**

ところが会社は、10月に次の主張でこの命令取消訴訟を提訴しました。

①「適法に解雇され、：職場復帰は、団体交渉をしても実現不可能」
「これは、岡山地裁で係争中の解雇問題を司法判断を超越して独断しています。」

②解雇の有効性の説明等は、民事訴訟で説明を尽くしているので「これ以上の団体交渉は、無意味である。」
「団体交渉を訴訟に代置する法的規定はありません。」

③県労委の和解交渉で、双方の主張は対立し「交渉が進展する見込みはなく、団体交渉を行う余地はなく」「無意味」
「県労委の和解交渉の内容を、自らに都合よく独断しています。」

④1人のみが加入する労組を特別扱いして団体交渉をすることは「他の大多数の従業員との関係で衡平に反する。」「団体交渉権の濫用にあたり許されない。」
「少数組合の団体交渉権を認めず、団体交渉権の濫用」と違法な独断。

⑤県労委の判断は「権利の濫用にあたるか否かを、具体的、実質的に判断しない」「不当、且つ、違法」

「県労委の「職場復帰、解雇」は「義務的交渉事項」との判断をつけて、具体的事実を示さずに独断を重ねています。」

日本軽金属(株)の小会社日本フルハーフの100%子会社

フルハーフ岡山のグループコンプライアンスの検証を

憲法、労働組合法に反するフルハーフ岡山の行動

裏面のフルハーフ岡山(株)の行動は、いづれも憲法28条、労働組合法が定める労働組合の団体交渉権、使用者の誠実交渉義務を認めず、フルハーフ岡山(株)の違法、無法な判断を押し付け、行政行為をも変更させようとするものです。

企業の社会的責任・CSRを

本格的にスタートした日軽金

日本軽金属グループは、企業の社会的責任(CSR)活動を、組織統治とコンプライアンスを基礎としてスタートさせています。それを「ステークホルダー(利害関係者)の利益につながる活動」「従業員の幸福・誇りにつなげる活動」「社会的課題の克服、あるいは公共の利益に貢献しうる活動」に分けています。(HPより)

労働法制遵守の徹底、安全衛生は

「従業員の幸福追求」の中核課題

そしてCSR活動のとりくみの課題として掲げる項目の「従業員の幸福追求」の「中核課題」として「労働法制遵守の徹底」「安全・衛生」などをあげています。

労働組合との真剣な話し合いを通じ

それを「労働組合との真剣な話し合いを通じ」「従業員幸福の追求など」をさらに推進すると表明しています。



日軽金グループの行動規範「グループ・コンプライアンスコード」

日軽金グループは、コンプライアンスをCSRの基礎に位置づけ、「法令や規則、社会的ルールなどを遵守するだけでなく、広く誠実で公正な事業活動を実践するため、『グループ経営方針』を基本原則とした行動規範『グループ・コンプライアンス・コード』を制定し」「ハンドブック配布などを通じ、周知徹底に努めています。

フルハーフ岡山の行動の

グループ・コンプライアンスコード

の検証を求めます。

私たちは、フルハーフ岡山の行動の「グループ・コンプライアンス・コード」からの検証を求めます。

労働者の生活と権利を守る

たたかいに「理解」と「支援

私たちは、解雇無効の裁判を争っています。フルハーフ岡山の会社門前に「誓約書」を掲示し、全従業員に周知徹底することを

求めて中央労働委員会に不服申立をしました。労働者の生活と権利を守るたたかいに皆さんのご理解とご支援をお願いします。

岡山地域労働組合

〒700-0905

岡山県岡山市北区春日町5-6

Tel 086-221-0133

E-mail okakenro@mx1.tiki.ne.jp

URL http://ww1.tiki.ne.jp/~okakenro/tiiki/01_top.htm